

国際審査協力のこれまでとこれから

審査第一部 調整課 審査企画室 課長補佐 (国際審査協力担当)
 審査第一部 調整課 審査企画室 審査企画班 審査企画第二係長

中野 裕之
 菊地 リチャード 平八郎

抄録

令和という新しい時代を迎え、ますます重要となっている国際審査協力について、その位置付けやこれまでの取組、そして直近のベトナム、韓国への派遣及び中国からの受入を紹介しつつ、今後の展望を述べます。

1. はじめに

国際審査協力として、審査部では審査官協議や国際研修指導教官の派遣が行われていたり、海外の知財庁の審査官を受け入れたりしています。具体的に、国際審査協力とは、大きく分けて2つあります。一つは、審査官協議と呼ばれる実案件の協議です。審査室内に海外の審査官が来ている場合は、この審査官協議の場合が多いと思います。この審査官協議は実務レベルでの調和を目的とするものです。そして、2つ目は、国際研修指導教官の活動です。これは、国際研修指導教官として任命されている審査官を新興国に派遣（または日本に招へい）してその国の審査官に対して実務指導を行うものです。これは、審査官を急激に増員させるなどして特許審査制度を整備中の新興国に対する国際協力を通じて、グローバルスタンダードとなるべき日本の審査実務を新興国に浸透させることを目的とするものです。

これらの国際審査協力には、誰に、どのようなメリットがあるのでしょうか。最も重要なのは特許制度のユーザーに対するメリットです。ユーザーである企業等が成長していくためには、競争力のあるイノベーションを創出し、それにより海外市場を獲得していく必要があります。その際に重要なものの1つがターゲットとなる国での知財の取得ですが、海外で権利を取得しようと思えば制度・実務上の数々

のハードルが待ち受けています。そのような状況において、JPOが実施している国際審査協力は、実務調和や日本の審査手法の海外知財庁への浸透を促進し、日本企業が海外で権利取得する際の予見可能性を大いに向上させ、現地での円滑な権利取得に資するものなのです。さらに、新興国の中には滞貨が生じている国もいくつかあり、そのような新興国への研修は審査能力を向上させることで滞貨解消に貢献し、ユーザーの迅速な権利取得にも資するものです。

当然、審査官協議の担当審査官や、研修を受講する海外知財庁の審査官にも裨益します。協議相手の審査実務に触れることで他庁との考え方の共通点や違いに気付き、自らの審査を整理できるでしょう。さらに研修等の受講生についても自らの知識を習得・整理する機会となります。

これらのうち新興国への審査官派遣については「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)¹⁾において重点的に取り組むべき施策として以下のとおり記載されています。

「日本企業が、アジアを始めとする新興国において知的財産権を的確に取得・活用できるよう、これらの国々に審査官を相当規模で派遣することなどを通じて、我が国の知的財産制度の更なる浸透を図るとともに、経済連携協定などを活用して、進出先において知的財産権を有効に活用できる環境を整備する。」

1) 「知的財産政策に関する基本方針」、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin_130607.pdf (令和元年6月21日アクセス)

2000年4月から2019年3月末までの国際審査協力実績（延べ人数）

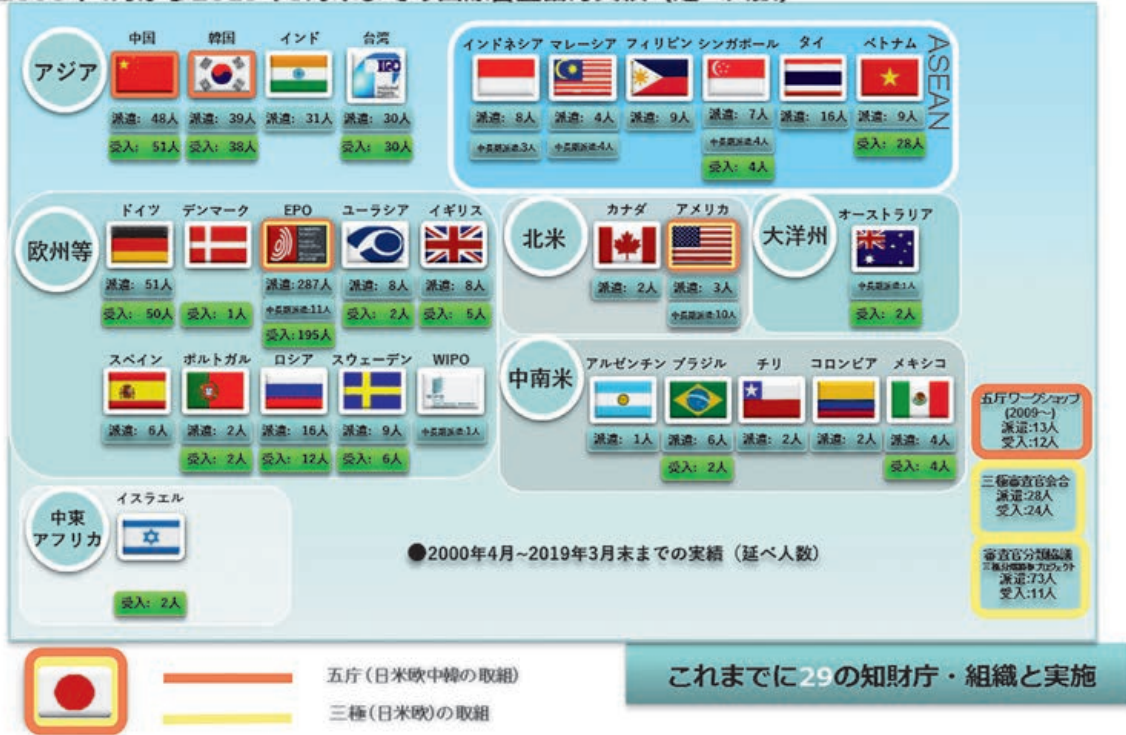


図1 国際審査協力実績（延べ人数）

そして、当該閣議決定を踏まえ、「FA11達成後の特許審査の基本方針」における3つの柱の1つである「海外特許庁との連携・協力を強化しながら世界をリードする。」の中にも、新興国への国際研修指導教官の派遣などが記載されています。

この辺の整理については非常に立派な寄稿がすでにある²⁾のでそちらも参考にいただき、ここでは図1のとおり平成31年3月までの実績を示しておきます。

以下では、審査官協議と国際研修指導教官の活動（主に派遣）について、具体的に紹介していきます。

2. 審査官協議

国際審査協力の取組のうち、ここでは審査官協議についてご紹介します。特技懇誌のバックナンバーを見てみますと、国際審査協力という枠組み中で、「審査官協議」に触れられた記事は「国際研修指導教官派遣」と比べて少ないようです。そのため、審査官協議を経験していない方にとってはその詳細を

知る機会は限られているのではないのでしょうか。

そこで、審査官協議の概要、歴史、審査官協議の流れ、そして最近行われた審査官協議の様子をご紹介することで、一人でも多くの読者の皆様が審査官協議について理解・関心を深めていただけますと幸いです。

2.1 審査官協議の概要

最初に、審査官協議について簡単にご説明します。審査官協議では、海外知財庁審査官との議論を通じて先行技術文献調査の手法や審査実務について相互理解を深め、他庁の審査結果に対する信頼感の醸成やJPOの審査実務・審査結果の海外知財庁への普及等を図り、究極的には審査実務の調和を目指します。審査官協議では、JPO審査官が各国特許庁の審査官と直接顔を合わせて議論をする必要があるため、JPO審査官を海外知財庁に派遣することもあります。海外知財庁審査官をJPOで受け入れることもあります。

2) 特技懇No.283「特許審査の国際戦略」、2016年、柳澤智也

審査官協議は大きく分けて二種類あります。一つ目が、海外知財庁とJPOとのいずれにも出願された同内容の発明を対象として、特許性の判断手法や先行技術文献の調査手法等について協議を行う「案件協議」です。二つ目が、特許分類の調和を目的として、分類付与実務の実体把握等を行う「分類協議」です。本稿では、この二種類の審査官協議のうち、実績の多くを占める「案件協議」を中心に紹介します。

2.2 審査官協議の歴史

案件協議の実績について調べてみますと、正確な統計を確認できる2000年4月から2019年3月までに、海外知財庁へ派遣されたJPO審査官とJPOで受け入れた海外知財庁審査官の累積人数は800名を超えています。近年の案件協議は、派遣及び受入した審査官を合わせて年間20～50人程度の規模で実施されています。審査官の派遣及び受入の累積人数が最も多いのがEPOであり、ドイツ、中国、韓国、台湾、ロシアと続きます。

2008年度までは、EPOを相手庁とする案件協議が大部分を占めており、その歴史は1990年までさかのぼります³⁾。EPOとの案件協議を開始した当初

は小規模な取組であったものの、先行技術調査方法や検索システムなどについて一層の相互理解を深め、互いの検索環境を向上させる必要性を認識し、2000年度から規模を拡大したという経緯がありました。そのような経緯もあり、2000年代前半は、毎年30人前後のJPO審査官がEPOに派遣され、10から30人程度のEPO審査官の受入をしていました。この時期は、EPO以外の海外知財庁との案件協議は少なかったようです。近年の案件協議では、派遣又は受入する審査官の人数は、2人から多くても6人が一般的ですので、この時期のEPOとの案件協議が現在と比べかなり大規模であったことが分かります。

図2に示すように、2009年度以降はEPOとの審査官協議が減少しているものの、同時期からEPO以外の国・地域を対象とした審査官協議の割合が増加しています。これは、2000年代後半は日本との特許審査ハイウェイ (PPH) 実施庁が増加した時期、すなわち、EPO以外の様々な海外知財庁との間で審査実務の相互理解、審査への信頼感醸成の重要性が増していた時期だったためであり、案件協議の方向性の転換期といえます。

ドイツについては、1999年5月の日独長官会合において、共通案件を用いたサーチ結果の比較検討

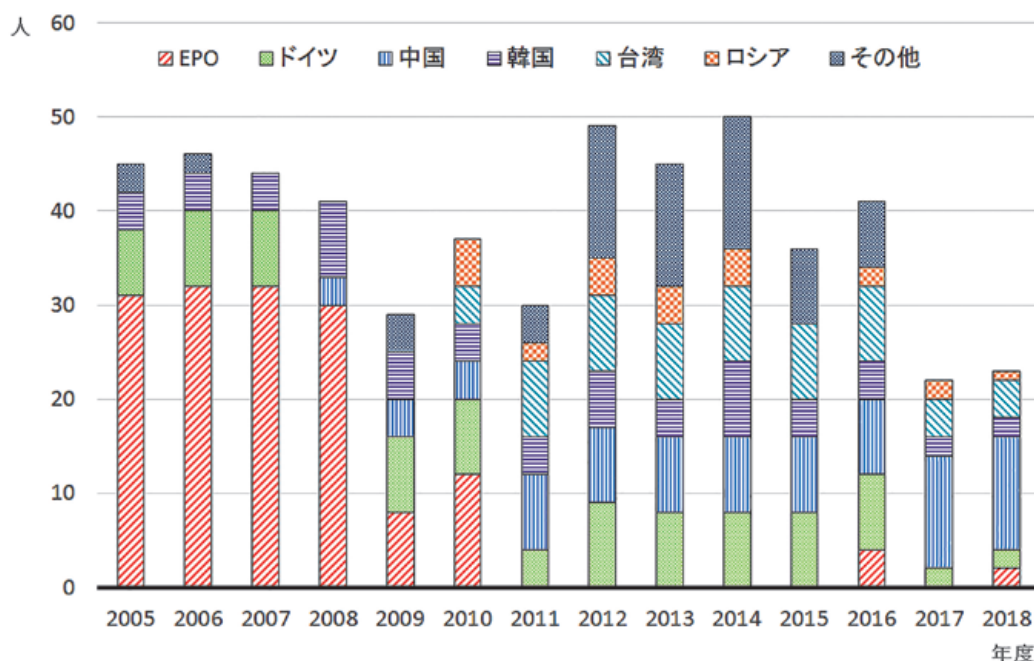


図2 案件協議における審査官の派遣及び受入の実績人数

3) 「産業財産権制度125周年記念誌～産業財産権制度この15年の歩み～」、2010年、特許庁

やサーチツールの研究を行うことを目的として、日独審査官協議の開始が合意された経緯があります。2000年度から2018年度にかけては、ほぼ毎年途切れることなく審査官協議を実施しており、着実に実績を積み重ねています。同一年度内で派遣及び受入を実施し最大で9名の審査官の派遣又は受入が行われた時期もあり、累積でみた案件協議の実績人数はEPOに次いで二番目です。近年は年度内に2名の審査官の派遣又は受入を実施しており、規模は縮小しているものの、現在案件協議を行っている国・地域の中では唯一、二週間という長期間に渡って協議が実施されます(他の国・地域は一週間程度)。ドイツと同じく韓国についても2000年度以降ほぼ途切れることなく審査官協議を実施しています。1997年11月の日韓長官会合において、制度や運用の相互理解及び共通案件を用いたサーチ結果の比較検討を行うことを目的として、日韓審査官協議の開始に合意された経緯があります。

近年、実績人数が急激に増加しているのが中国と台湾です。中国については、2007年11月の日中長官会合において、制度や審査実務の調査を行うことを目的とする日中審査官協議の開始が合意されました。中国との審査官協議では当初から4名の審査官の派遣を行い、かつ、同一年度内で派遣及び受入を行うことも多かったこともあり、実績人数の増加が著しく、累積では2000年度から審査官協議を実施している韓国を上回っています。また、2016年12月の日中長官会合では、さらに派遣人数を4人から6人に増やすことが合意され、実績人数の増加に拍車がかかっています。また、当該日中長官会合においては、6名の派遣者の内1名を品質管理担当官とすることも合意されました。2017年度から品質管理担当官の間で品質管理に関する調査・協議が実施され、中国の品質管理体制に関する理解が深められています。

中国と同じく、近年実績が大きく伸びているのが台湾です。台湾とは2010年7月の日台貿易経済会議フォローアップ会合における合意を受けて案件協議を開始しており、2011年度以降は年度内での受入及び派遣を実施しています。さらに、2018年3

月には管理職級を含めた審査官協議を実施することが合意され、2018年度には管理職同士による施策的な意見交換が実施されました。

中国、台湾のいずれも近年急激に実績が増えているとともに、品質管理担当官や管理職を含む協議が行われることで、審査官協議における情報収集の幅が広げられ、より多角的な面から審査実務についての相互理解が深められているといえます。

審査官協議について、実績人数が最も多い国・地域を見てきましたが、図2に示された「その他」に含まれる国や地域には、米国、ユーラシア特許庁、英国、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、メキシコ、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン⁴⁾、シンガポール、デンマーク、イスラエルが含まれ、様々な国や地域との間で審査官協議が実施されてきた歴史があります。

近年は日本とのPPH実施庁の増加が緩やかになっていることもあってか、2017年度及び2018年度は案件協議の実績人数が減少しています。しかしながら、近年は主に先進国を対象とする案件協議に加えて、国際研修指導教官派遣による新興国支援が盛んとなっていることを踏まえると、国際審査協力という広い枠組みの中で、JPOの活動は相手国の状況に応じて多様性を増しているといえます。

審査官協議のうち、「案件協議」について説明してきましたが、2005年度からは、日米欧の内部分類調和に目的を特化した「分類協議」も開始されています。「案件協議」と同様、相互に審査官を派遣することで、分類付与実務の実体把握に努めています。「分類協議」における審査官の派遣及び受入の実績は「案件協議」の実績(800名以上)に比べ少ないものの、これまで累積100人を超える審査官の派遣及び受入を実施しています。

2.3 案件協議の流れ

案件協議の大まかな実績をご紹介します。ここでは、案件協議がどのような流れで実施されているのか簡単にご紹介します。

案件協議を実施するまでの流れは国・地域ごとに

4) 特技懇No.283「国際審査官協議に参加して～アルゼンチン～」、2016年、岡裕之

多少の差異はあるものの、まずは相手知財庁のコーディネーターと調整課審査企画室との間で、協議日程と技術分野の調整を行い、当該技術分野を担当する審査室にて、派遣又は受入に対応可能であるかを検討してもらいます。そして、担当審査官が決定した後に、両庁の担当審査官同士がメールで詳細について調整を行います。

担当審査官は、案件協議の実施前にロジ面（パスポート手配、協議期間中の細かなスケジュール調整）の進めながら、案件選定や先方の関心事項についてのプレゼンテーションの準備等も行わなければなりません。特に案件選定にあたっては、ユーザーからいただいている海外知財庁の審査実務についての疑問点や、過去の審査官協議でポイントとなった点（例えば基準上の差異はないものの、判断に相違が現れた点）も考慮する必要があるため、適切な案件の選定は非常に重要かつ負担のかかる作業となっています。近年の審査官協議の派遣及び受入期間はともに1又は2週間程度であり、1週間で3から5件程度の実案件を選定するのが一般的です。

そして、案件協議において、審査官は、両庁のサーチ結果や審査結果を踏まえながら、先行技術調査及び審査における判断の一致点や相違点を明らかにし、相違点についてはその原因を探っていきます。

案件協議終了後、JPOの担当審査官は同じ技術分野を担当する自身の課室の審査官とミーティングの機会を設け、情報共有を図ります。また、日本のユーザーからの質問については、審査官協議で得られた情報から回答可能なものについては、回答するように努めます。さらに、派遣又は受入時に調整が可能であれば、企業訪問の機会を設けることもあります。

2.4 審査官協議の様子

ここまでの説明で、審査官協議の流れを掴めていただけたのではないかと思います。次に、審査官協議の雰囲気をもっと感じ取っていただくためにも令和元年度に実施された中国（受入）と韓国（派遣）の審査官協議の様子について、写真を交えながら紹介していきます。

CNIPA（中国）審査官の受入

審査官協議では、案件協議だけでなく、JPOで受入した海外知財庁審査官に対して、JPO審査官から日本の施策や審査基準等についてのプレゼンを行ったり、海外知財庁審査官にプレゼンをお願いしたりすることがあります。図3はCNIPA審査官が品質管理に関するプレゼンを行っている様子です。JPO側からも品質管理に関するプレゼンを行っており、互いの庁の品質管理について、理解を深めました。



図3 CNIPA審査官による品質管理に関するプレゼンテーションの様子

KIPO（韓国）へのJPO審査官の派遣



図4 KIPOが入居している合同庁舎の外観

図4はKIPOが入っている合同庁舎の写真です。非常に見栄えのする建物ですが、合同庁舎がある韓国の大田(テジョン)までは空港から高速鉄道(KTX)等乗り継ぎ2時間ほどかかるため、派遣される審査官は庁舎へたどり着くだけでも一苦労とのことでした。



図5 KIPO 審査官が審査用端末を紹介している様子

図5は、KIPO 審査官が、JPO 審査官に審査用端末を紹介している様子です。KIPOではテレワークが盛んとのことで、自宅でもKIPO庁舎と同じ審査システムを利用できるそうです。

2.5 審査官協議の今後について

ここまで、JPOが実施してきた審査官協議の全体像についてご紹介させていただきましたが、いかがだったでしょうか。

審査官協議ではJPO 審査官と他庁審査官が直接顔を合わせて議論することができるため、法令・基準からは把握することが難しい審査実務や他庁審査官の考え方について理解を深められるという、非常に大きな強みがあります。今後は、この審査官協議の強みをより活かしながら、国際審査協力という取組全体をより一層発展させていくことが肝要です。例えば、この後ご紹介するように、近年JPOは新興国への教官派遣にも注力していますが、このような新興国に対して審査官協議を併せて実施することで、教官派遣の戦略全体（対象国の選定や研修内容の改善等）を検討する上で非常に有益な情報が得られることは間違いありません。これまで主に国別にいずれかを選択して実施されていた審査官協議と教官派遣を両輪として一体的に活用することで、国際審査協力の効果を相乗的に高められる可能性があります。

近年、特許審査ハイウェイや特許庁間のネットワークの発達によって、他庁の審査結果を利用する機会や日本の審査結果が他庁の審査官に利用される機会は増加の一途であるとともに、日本企業の出願も先進国だけでなくASEAN、インド、南米等の

新興国に拡大しています。そのような状況を踏まえると、日本の審査官が様々な国・地域の審査官と、実案件について直接議論することができる審査官協議が果たす役割の重要性は、ますます高まっています。

3. 教官派遣

3.1 教官派遣の概要

新興国での実務研修は各部の審査官の中から選ばれた国際研修指導教官によって行われます。この国際研修指導教官は平成30年度から大幅に増強され、現在では全員で30名近くいる国際指導教官の中から研修ごとに派遣者が決定されます。派遣が決まると、現地で行う研修の内容に合わせて教材や研修当日の準備をします。研修では教官が教材を用意し、新規性、進歩性などの実体審査に必要な知識だけでなく、ケーススタディを用意して演習を行います。研修内容は新興国からの要望に応じて、新人研修、技術分野別研修、指導審査官用研修などさまざまです。国際研修指導教官は研修内容とコマ数などを考慮して、教材や演習内容を考えていきます。さらに国によって、演習を好んだり、議論が好きであったり、研修生にもカラーがあり、その点も考慮して全体のカリキュラムを組み立てます。このようなきめ細かい調整こそ、先方の要望に応じたハンズ・オン支援を支えるものであり、JPOの国際審査協力の売りでもあります。日本の質の高い審査手法をハンズ・オンで研修する、まさにGlobal Patent Academy (GPA) と呼ぶにふさわしい施策です。

そしてそれらと並行して出張自体の準備も行います。先ほども述べたように、日本企業の進出が見込まれる一方で特許審査制度が整備中である国、つまり主に新興国へ行くことが多いので、ロジ面や現地滞在期間中の体調管理なども重要になります。研修は長いときには1か月近く行われます。その間、現地で連日研修を行うわけですから、気候や食事にも気を付けて体調管理を行わなければなりません。一方で、教官としての業務は大変なことだけではありません。審査官としての実務経験や語学力を生かし面と向かって研修を行うことで、現地知財庁の審査官から教官に対して感謝の意を示されることもあり

ます。審査官としては貴重な経験です。

また、前述の国際審査協力の拡大に伴い、平成30年度から審査部内に国際協力委員会も設置されました。国際協力委員会の各委員も教官となっており、委員長は教官代表でもあります。ときには教官代表自らが現地に向かい、教鞭をとることもあります。このように、審査部と調整をしつつ、そして当然ですが現地知財庁とも調整をしつつ、研修を進めていくことになります。

3.2 ベトナム派遣

本稿執筆中の7月1日から12日までの週末を除く10日間、ベトナムにて審査実務研修を行うため国際研修指導教官の派遣がありましたので、この派遣を例に国際指導教官がどのような業務を行っているのかをご紹介します。この派遣は、ベトナムの知財庁IP Viet Namに採用された新人審査官に研修を行うものです。ベトナムの新人審査官に対して行った平成29年度の新人研修がベトナムから高い評価を受けたことでその後の協力が結びついています。実はベトナムに対しては日本だけではなく欧州特許庁やIPオーストラリア特許庁も研修を提供しており⁵⁾、JPOの審査手法を普及させるには他庁との差別化も時には必要です。それらの中で引き続き新人

審査官に対して研修を行うことができるのは、日本の特許審査官が行う、相手のニーズに応じたハンズ・オン支援のおかげともいえます。

ここで少しベトナムについて整理しておきます。ベトナムの正式名称は「ベトナム社会主義共和国」で、地理的には中国の南に隣接しています。ASEAN加盟国中ではインドネシア、フィリピンに次いで第3位の約9,300万人の人口を誇り、対日関係は極めて良好とされています。その名称のとおり社会主義国ですが、1978年の中国の改革開放政策、1985年のソ連のペレストロイカから少し遅れた、東西冷戦の終焉直前の1986年からドイモイ政策と呼ばれる改革開放政策を開始しました⁶⁾。従来の計画経済から開放経済への移行は多くの作業が必要といわれています。先に開放政策を採用した中国のプロセスを重視しようにも、当時は中国との国交が正常化しておらず情報収集が困難であること、中国では沿海部を先に発展させて内陸部に波及させる先富論を採用していたがベトナムでは先のベトナム戦争で南北に分かれて戦ったので地域的に均衡をとるべきことなどが背景にあった⁷⁾からです。経済発展の時期に関していえばアジアの中では比較的后発組に入るものの、2010年代においても高い成長率を示しており、国内市場には日本の家電や小売りも浸透しているといわれています⁸⁾。さらに最近では

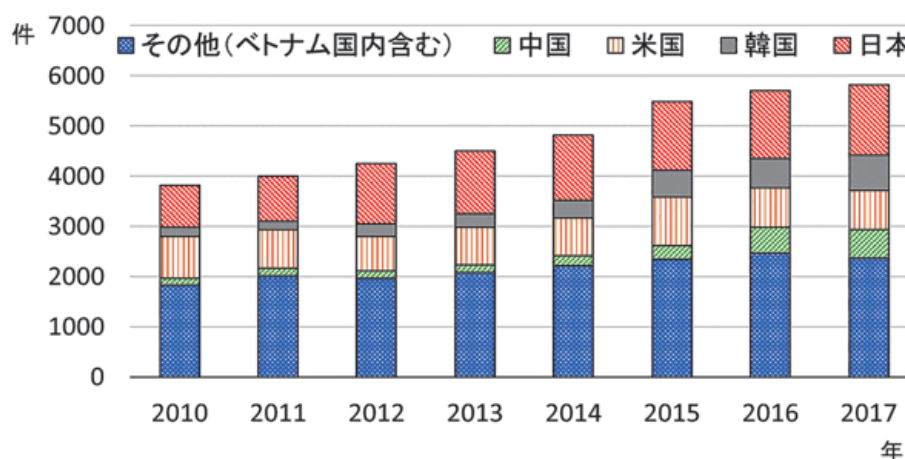


図6 ベトナムの特許・実用新案の出願件数

5) 「2017 Intellectual Property Activities Annual Report」、2017年、National Office of Intellectual Property of Vietnam

6) 「アジア近現代史」、2019年、岩崎育夫

7) 「ヴェトナム新時代」、2008年、坪井善明

8) 「図解 ASEANを読み解く [第2版]」、2018年、みずほ総合研究所

米中新冷戦に伴い、生産拠点の移転先としてベトナムをはじめとする東南アジアも有力候補とされており、ベトナムシフトなる言葉も見かけるようになりました。特許・実用新案についてみても、2017年のベトナムへの出願件数は5,816件で、2007年の3,080件から2倍近くとなりました。その中で日本からベトナムへの出願件数も425件から1,395件となり、ベトナムへの外国出願は日本がトップとなっています。各国の具体的な特許・実用新案出願件数の推移は図6のとおりです⁹⁾。ベトナム市場が有望視されていることが分かります。そんな今熱いベトナムにおいて新人審査官への研修をJPOが行うことは、より一層の国際貢献、日本企業の権利取得への支援、JPOのプレゼンスの向上等に資する重要な業務です。

その一方でベトナムでの研修を無事に行うまでには多くの苦勞がありました。以下ではその裏側も含めて、順を追って見ていきます。

①ベトナム知財庁IP Viet Namとの調整、説明会の開催

相手国の知財庁との調整は審査企画室で行います。具体的には、日程調整だけではなく、ベトナム知財庁から受講者及びその経験年数や専門分野についての名簿をもらったり、ニーズを汲み取ったりして、カリキュラムを決めていきます。その後には、審査企画室から派遣予定の国際研修指導教官に、教材作成のお願いやフライトやホテルなどのロジ面などをご説明します。

今回、現地への派遣をお願いしたのは、審査第三部の田中晴絵教官と審査第一部の荒井隆一教官の二人です。田中教官は平成31年3月にもベトナムに派遣され研修を行っているベテランです。このときの派遣は、さらにその前の平成30年3月に実施した新人審査官研修に対するフォローアップ及び他の若手審査官に対する化学・バイオ及び電気分野における実践的な技術分野別研修でした。このように、国ごとに経緯や事情が異なるため、国際研修指導教官を同じ国に何度か派遣することも有意義なことだと考えています。

②教材の作成及び発送

教材の作成は研修を担当する教官が行います。今までの研修にて教材を作成してきた蓄積があるとはいえ、忙しい審査の合間を縫っての作業です。図7が今回のベトナム派遣のために作成していただいた教材です。10日間にわたる研修なので種類も多くなります。

教材の作成が終わると、審査企画室でその教材を印刷して現地へ発送します。国によっては郵便事情により多くの日数がかかる場合がありますので、それを考慮に入れて発送します。非常に多くの資料を紙で準備することになるので、その作業にも多くの時間が必要です。図8は実際の準備の様子です。今



図7 作成した教材



図8 教材発送の様子

9) 「2017 Intellectual Property Activities Annual Report」、2017年、National Office of Intellectual Property of Vietnam

年度入庁したばかりの係員が頑張ってくれています。そして、案の定、教材がベトナム側の税関で止まってしまい、ベトナム知財庁に教材が到着したのは研修開始日の前営業日でした。

③講義の準備

図9は、今般の研修に派遣される田中教官と荒井教官の、現場での研修の進め方に関する打ち合わせの様子です。



図9 事前打ち合わせの様子
(左から荒井教官、田中教官)

打ち合わせでは、誰がどの講義を担当するかだけではなく、サーチや起案の演習の際のメインスピーカーとサポートとの役割分担なども決めていきます。また、先述のとおり、お二人のうち田中教官は先日もベトナムで研修をしてきましたので、現地の様子や研修生の様子なども荒井教官に共有します。



④現地での講義

ベトナムハノイのノイバイ空港に着くと、ベトナム知財庁の方が迎えに来てくれているので、ホテルに向かいます。そして次の日からホテルからベトナム知財庁に通います。

図10は講義の様子です。研修を進めていくうえでは研修生との意思疎通が非常に重要になりますが、田中教官、荒井教官ともに研修を通じて現地の研修生と打ち解けていることが分かります。

なお、ベトナム知財庁内には食堂があります。この食堂では、食器を使用する前に熱湯に浸けることで殺菌します。その熱湯を入れた容器が図11です。熱湯に浸けるだけで大丈夫なんですね……。



図11 ベトナム知財庁の食堂にて

⑤帰国後

帰国直後でお疲れのところですが、審査企画室から教官にヒアリングを行います。このヒアリングでは、現地での移動やホテルの状況などのロジ面、講義中の研修生の様子やカリキュラム、教材が難し



図10 ベトナムでの講義の様子 (左図は田中教官、右図は荒井教官)

かったか易しかったか、など、可能な限り多くの情報を集めます。これは、次回以降の研修に活かすためのものです。

さらにもう一つ、帰国後の教官の業務として重要なものがあります。それは、研修カリキュラムの最後のケーススタディでの研修生の起案を日本に持って帰り、それらを採点して行われる講評です。非常に労力のかかる作業ですが、研修生の理解度を測り、そしてモチベーションを向上させるためにも重要なことです。

以上がベトナム派遣の概要です。想像以上に多くの労力をかけていることが分かるかと思います。JPOだからこそこれらのきめ細かい支援ができるのであり、今後のベトナム知財庁の審査能力を向上させていくはずで

3.3 他国のこれまでと現状

前述の図1にて示したように研修を行っているのはベトナムだけではなく、東南アジアだけでなく、インド、ブラジル、南アフリカなど多くの国でGlobal Patent Academyによる研修が行われているのです。そして、そもそも過去の研修状況やその経緯、相手のニーズなどが国ごとに異なりますので、それらに対応した研修が各国に必要になります。例えば、審査体制のさらなる拡充のために大量に新人審査官を採用する場合には、新人研修が中心になります。また、審査実務がある程度習熟した審査官に対しては、特定の技術分野における研修や指導審査官向けの研修などが必要になります。さらに、各国の審査官を日本に招へいして研修を行う場合もあります。当然、研修先の知財庁から求められている研修内容や、当該研修の参加者の経験等に合わせ、カリキュラムを考えたり、教材を準備したりします。

ベトナム以外の新人研修について、例えば、平成28年度及び平成30年度には、審査体制拡充のために3期にわたって採用されたタイの新人審査官に対して研修を行っています。多くの国で新人研修を継続的に担当できることは、日本の審査手法自体への

信頼だけでなく、それまでの研修内容についても評価されていると自負します。さらに、このタイへの新人研修では研修を受講した研修生に対して修了証を発行しており、タイの知財庁内においてもこの研修を重視していることがうかがわれます。さらに、インドでは平成28年に大規模な研修を行っています¹⁰⁾。この研修では、インドで採用された新人審査官460名のうち、第1バッチで約300名、第2バッチで約100名が参加しています。

また、新人研修以外では、機械、化学、ICなど種々の分野に特化した分野別研修を多く行っています。このような技術分野別の研修ではその分野特有の課題が伝わるよう、教材を作成していきます。さらに、平成30年度には、例えばフィリピン知財庁に対してISR・IPER等作成指導を含めたISA能力向上のための研修を行っています。これはフィリピン知財庁が2017年10月にISAに任命されたこと由来するものです。

そもそも人材育成は一回の研修で成し遂げられるものではありません。人材育成とは一般に研修などのOffJTと日々の業務の中でのOJTとでなされていきます¹¹⁾。これは、我々の審査官としての育成についても同様です。審査官補は各種の研修を受講して知識を習得していきます。これがいわゆるOffJTと呼ばれるものです。そして、日々の審査を通じて指導審査官から審査手法を学びますが、これらの研修により知識を整理し、また逆に得られた知識を日々の審査に応用していきます。これがまさにOJTによる育成です。つまり、審査官補はOffJTとOJTとで育成されていくのです。Global Patent Academyが多くの国々に提供する様々な研修はまさにOffJTですが、現地知財庁でのOJTつまり日々の実案件の審査で得られた知識を整理したり、実案件の審査に応用したりできるものでなければなりません。つまり、研修によってJPOの審査手法を浸透させるには実務の中で実践可能な研修でないと意味がないのです。そのために各国知財庁にハンズ・オン支援を実施しているのです。

どのような国に対して研修を行うかについても考

10) 特技懇No.283「インド特許意匠商標総局の新人審査官研修への協力について」、2016年、中横利明

11) 「仕事の経済学(第3版)」、2005年、小池和男

慮が必要です。実体審査に関する研修なので、日本からの特許出願が一定程度あり、審査官を採用するなど知財庁としてある程度の組織である必要があります。さらに、日系企業が進出しているなどユーザーに権利取得のニーズがある国であることも必要です。そして、相手知財庁にJPOの研修を受け入れてもらう必要があります。

研修内容についても、研修を行う背景には新人の採用などその知財庁での事情があり、現地の審査官の役に立つものでなければ実務に反映されません。一方で、現地の審査実務の中でユーザーが問題を感じている点をも考慮し、研修内容についても可能な限りユーザーニーズにも応えていく必要もあります。そのためにも、教官がなるべく同じ国を担当するようにするなど、今後は教官全体の体制など必要に応じて考えていかなければなりません。

4.最後に

最後までお付き合いいただきありがとうございました。国際審査協力では、実務上の調和や相手知財庁の人材育成という観点からもその性格上地道な積み重ねが必要となる一方で、相手知財庁やユーザーのニーズに応じた取組も必要になります。さらに当然ながらJPOの審査自体に対する信頼も必要です。それにより相手知財庁との信頼の醸成がなされていくのだと思います。

本稿を執筆するにあたり、森藤淳志前教官代表、岡田吉美教官代表、田中晴絵教官、荒井隆一教官を

はじめとする国際研修指導教官各位、中国、韓国との案件協議を担当した審査官各位その他多くの方々からご協力、アドバイスをいただきました。ありがとうございます。

本稿における見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織のものではありません。

Profile

中野 裕之 (なかの ひろゆき)

平成20年4月	入庁 (審査第二部生産機械)
平成23年4月	審査官昇任
平成26年7月	審査第二部審査調査室
平成27年7月	審査第二部 繊維包装機械 (包装容器)
平成27年12月	内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
平成29年7月	英国インペリアル・カレッジ・ロンドン 客員 研究員
平成30年7月	審査第二部運輸
令和元年5月	調整課審査企画室

Profile

菊地 リチャード 平八郎

(きくち りちやーど へいはちろう)

平成27年4月	入庁 (審査第三部 金属電気化学)
平成30年4月	審査官昇任
平成31年4月	調整課審査企画室 審査企画班 審査企画第二 係長